

公 表 第 11 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年8月29日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定に基づく監査

## 第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日程	指摘事項件数	意見件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年4月3日 ～令和5年8月31日	1	2
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年4月3日 ～令和5年8月31日	11	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和5年4月3日 ～令和5年8月31日	5	1

## 第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【総合政策部】

### 指 摘 事 項

#### 《財務監査》

##### 〔契約事務〕

契約書において、違約金に関する条項が定められていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

(1) 本市の住民基本台帳人口は、平成29年4月1日の306,211人をピークに6年連続で減少し、令和5年4月1日は301,612人となった。

そうした状況などから、総合政策部は、今後も一定の人口減少が避けられず、それを前提としたまちづくりを進めていく必要があると認識している。

今後の人口減少に伴うリスクの一つとして、歳入の減少が想定される。限られた財源のなかで、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応していく必要があるため、今後は、一定の既存事業見直しが不可欠になると考えられる。

昨年度に同様の趣旨を監査意見としたことなどから、総合政策部においては、令和6年度の予算編成前に既存事業についてのレビューを実施するとのことである。令和6年度予算編成においては、将来の財政負担軽減につながる既存事業見直しを実行されたい。

加えて、今後策定予定の、令和8年度を始期とする久留米市新総合計画においては、将来の人口減少リスクに対応するため、長期的視点で、人口減少を可能な限り抑制する施策を検討するとともに、現実的な将来人口推計を行った上で、都市機能を維持していくために必要となる施策等について掲げられたい。

(2) 総合政策部が所管する土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日本列島改造ブームなどで地価が急騰した昭和48年に設立され、本市のまちづくりに貢献してきた。しかしながら、社会経済情勢が変化する中で、用地先行取得の必要性にも変化が生じている。そのため、全国の市町村において土地開発公社の統廃合が進められている。

これまででも、業務の有効性や効率性を向上させる観点から、久留米市土地開発公社と一般財団法人久留米市開発公社の業務内容や団体のあり方等について意見してきたところである。

現在、両公社の在り方等について、組織の統廃合の視点をもちながら検討を実施しているとのことである。令和5年度中に方針を示されたい。

## 【総務部】

### 指 摘 事 項

#### 《事務監査》

##### 〔休暇等届出事務〕

会計年度任用職員の休暇等届（願）票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

##### 〔審議会等事務〕

附属機関等の会議について、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

## 《財務監査》

### 〔公用車管理事務〕

公用車使用申込において、管理監督者が運転者の状態を確認して署名する欄に、あらかじめ印字されているものや、アルコールチェック「確認者欄」に、当日不在の職員の印や運転者自身の印が押印されているものがある。

### 〔契約事務〕

- (1) 総務部が作成し、他部局へ提供した契約書や契約書の参考例の内容に誤りがあるものがある。誤った内容の契約書や契約書の参考例を庁内に流通させており、内部統制が機能していないということである。契約書の内容確認に係る方法について検討し、体制を整備されたい。
- (2) 賃貸借契約書において、契約に違反したときや契約を履行しないときの契約解除に係る条文が2種類あり、違約金の金額についても相違した内容となっているものがある。
- (3) 令和5年度予算による契約は令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）でなければ締結できないにもかかわらず、相手方を公募型プロポーザル方式により選定する際、契約締結時期を「令和5年3月下旬（予定）」としたスケジュールを公告し、市ホームページに掲載している。
- (4) 令和5年度予算で実施する委託について、予算議決前の令和5年1月に公募を開始する際、提案上限金額を、あたかも成立した予算額であるかのように記載して公告し、市ホームページに掲載しているものがある。
- (5) 請書において、必要な仕様書が備わっていないものがある。
- (6) 契約書において、違約金に関する条項が定められていないものが多数ある。
- (7) 契約書において、暴力団排除条項が設けられていないものや、契約の締結において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書が提出されていないものがある。
- (8) 契約書において、契約の解除要件を限定しており、市にとって不利な内容となっているものがある。

## 意見

### 《事務監査》

本市では、平成28年度から令和4年度までを計画期間とする久留米市行財政改革推進計画を策定し、公共施設の削減目標について、「全体面積約109万㎡を基準に2%縮減」としていたが、目標の半分程度しか達成できていない。

平成28年に行われた、公共施設の維持管理についての市議会の提言では、田主丸、北野、城島及び三潁地域の生涯学習センターや久留米市田主丸勤労青少年ホーム、久留米市城島ふれあいセンターなど同様の機能を有する施設について、施設の集約化を進めるよう求めている。

しかしながら、令和5年5月現在、集約化については、方針等が示されておらず、市内部での検討が進んでいるようにも見受けられない。

加えて、令和4年度までを計画期間としていた行財政改革推進計画の成果・実績や今後の課題等を総括した報告書は公表されておらず、既に始まっている令和5年度についての行財政改革推進計画も取りまとめられていない。

そうした中、久留米市の人口は、平成29年4月1日の306,211人をピークに、6年連続して減少傾向が継続している。

今後も人口減少が避けられなければ、歳入の減少が想定されるため、さまざまな経費の抑制が求められる。限られた財源で、今後も変化する社会経済情勢や市民ニーズに適切に対応していくために、行財政改革・公共施設削減の実施は不可欠である。

そのため昨年度、「公共施設削減について、議会や市民の理解を得やすい削減案を複数作成して提案されたい。」との趣旨で意見を公表したところであるが、以降、取組みが進んでいるとは言い難い。

行財政改革・公共施設削減を担当するゼネラルスタッフ部門として、スピード感をもって取り組まれない。

久留米市の人口は減少を続け、公共施設の老朽化は進行している。

## 【協働推進部】

### 指 摘 事 項

#### 《事務監査》

##### 〔休暇等届出事務〕

会計年度任用職員の休暇等届（願）票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

#### 《財務監査》

##### 〔契約事務〕

- (1) 指名競争入札伺に、入札参加者が1者である場合の取扱いが記載されていないものがある。
- (2) 予定価格が10万円以下の修理契約締結伺いの決裁において、見積1者の理由が記載されていないものがある。
- (3) 請書において、必要な仕様書が備わっていないものがある。
- (4) 業務委託の契約において、仕様書に定める成果物が提出されていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

本市は、平成25年12月に「国際セーフコミュニティ認証センターによる認証」を取得し、平成30年12月には認証更新を行っている。

現在までに構築された仕組みで、自殺予防や防犯を始めとする安心安全のための取り組みが円滑になされているとのことである。

一方、セーフコミュニティの国際認証取得の認知度については、令和3年度の市民意識調査の結果では、「取り組んでいることを知っている」が5.6%、「聞いたことがある」が17.8%、「知らない」が74.3%で、平成29年度の調査時よりも低下している。

そうした中、本年度には2度目の認証更新を行う予定で、認証費以外にも式典開催費等の予算を計上している。セーフコミュニティの理念を活用した取り組みについては、国際セーフコミュニティ認証センターによる認証なしで実施している自治体もある。認証更新に当たっては、総費用を抑制する方法を検討するなど、費用対効果について充分考慮されたい。

加えて、市民の、セーフコミュニティの国際認証取得に対する認知度の向上や取り組みの拡大、また、努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用率の向上など、認証更新にかかる費用に見合った効果が得られるよう取り組まされたい。